

人事委員会年報

令和4年度

兵庫県人事委員会

目 次

I	組織及び運営	1
1	人事委員会	1
(1)	人事委員会の設置	1
(2)	人事委員会の権限	1
(3)	人事委員会の構成	1
(4)	人事委員会の運営	2
(5)	規則、告示等の制定、改廃の状況	8
(6)	条例・規則の制定に伴う意見等	9
2	事務局	10
(1)	組織	10
(2)	職員の定数・現員	10
(3)	分掌事務	11
II	事業の概要	12
1	職員の任用	12
(1)	任用制度の概説	12
(2)	職員の採用	12
(3)	広報等の取組	20
2	職員の給与	23
(1)	職員給与実態調査	23
(2)	民間給与実態調査	24
(3)	職員の給与等に関する報告及び勧告	26
(4)	報告及び勧告の実施状況	26
※	職員の給与等に関する報告及び勧告の概要（令和4年）	27
3	職員の利益保護	30
(1)	勤務条件に関する措置要求	30
(2)	不利益処分に関する審査請求	31
(3)	職員の苦情の処理	33
(4)	分限処分及び懲戒処分の状況	33
4	職員団体	35
(1)	職員団体の登録	35
(2)	管理職員等の範囲	36
5	労働基準監督機関の職権行使	39
(1)	労働基準監督機関の職権行使の枠組み	39
(2)	労働基準法等に基づく職権行使	40
6	退職管理	40
7	退職手当の支給制限等に係る意見照会	40

I 組織及び運営

1 人事委員会

(1) 人事委員会の設置

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、都道府県及び指定都市は条例で人事委員会を置くこととされており、本県においては、兵庫県人事委員会設置条例（昭和26年条例第23号）により、昭和26年6月11日に設置された。

(2) 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、次のとおりである（法第8条第1項）。

- ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- イ 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- エ 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- カ 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。
- キ 職員の給与がこの法律及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。
- ク 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- ケ 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。
- コ 前2項目に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。
- サ 前各項目に掲げるものを除くほか、法律又は条例に基づきその権限に属せしめられた事務

(3) 人事委員会の構成

人事委員会は3人の委員で構成され（法第9条の2第1項）、委員は議会の同意を得て知事が選任する（法第9条の2第2項）。

委員の任期は4年（法第9条の2第10項）で、委員は次のとおりである。

職名	氏名	常勤・非常勤	任期	現職	略歴
委員長	田中基康 (たなか もとやす)	常勤	令和4年4月1日から 令和8年6月30日まで	—	・中播磨県民センター長 ・環境部長 ・会計管理者
委員 (委員長職務代理者)	鈴木尉久 (すずき やすひさ)	非常勤	平成29年10月13日から 令和7年10月12日まで	間瀬・鈴木法律事務所(弁護士)	・兵庫県弁護士会会長(H25) ・建設工事紛争審査会会長 ・県民生活審議会委員
委員	長尾真 (ながお まこと)	非常勤	令和元年10月12日から 令和5年10月11日まで	神姫バス株式会社 代表取締役社長	・(公社)兵庫県バス協会会長 ・姫路経営者協会理事

(4) 人事委員会の運営

委員長は委員の選挙により選出され、委員会を代表する（法第10条）。

委員会の会議は、原則として委員全員の出席により開催され、議事は出席委員の過半数により決する（法第11条）。

人事委員会の令和4年度の会議は24回、議案等の内訳は議案108件、協議事項2件、報告事項58件、計168件、その内容は次のとおりである。

回数	年月日	議案等
1681	R4. 4. 1	〔議案〕 1 委員長選挙の件 2 委員長職務代理者指定の件
1682	R4. 4. 13	〔議案〕 1 議事録の承認を求める件（第1680回及び第1681回） 2 行政A（大卒程度）・資格免許職採用試験（令和4年度）実施要綱決定の件 3 獣医師採用選考試験（令和4年度）実施要綱決定の件 〔報告事項〕 1 行政Bガイダンス（第2回）の開催結果 2 任命権者が行った処分
1683	R4. 4. 21	〔議案〕 1 議事録の承認を求める件（第1682回） 2 県の事業場に係る労働基準法別表第1各号の適用区分決定の件 3 令和4年職種別民間給与実態調査要綱決定の件 4 令和4年職員給与実態調査要綱決定の件 5 採用選考並びに職務の級及び号給決定の件 6 派遣先団体の統合再編に伴う規則制定の件 — 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則— 〔報告事項〕 1 任命権者が行った処分
1684	R4. 5. 9	〔議案〕 1 議事録の承認を求める件（第1683回） 2 採用選考試験（第1回）実施要綱決定の件 〔報告事項〕 1 特別枠採用試験の申込状況
1685	R4. 5. 26	〔議案〕 1 議事録の承認を求める件（第1684回） 2 再審請求の裁決の件（令和4年（不）第1号事案） 3 特別枠採用試験（令和4年度）筆記試験合格者決定の件 4 海技職<知事>採用選考試験実施要綱決定の件 5 子育て支援条例の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件 〔報告事項〕 1 県民の信頼確保と厳正な規律の保持 2 措置要求取下げの件（令和4年（措）第3号事案） 3 任命権者が行った処分

1686	R4. 6. 14	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1685回） 2 特別枠採用試験最終合格者決定の件 3 行政B（高卒程度）採用試験実施要綱決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 行政A（大卒程度）・資格免許職採用試験の申込状況 2 行政Bガイダンスの実施 3 任命権者が行った処分
1687	R4. 6. 27	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1686回） 2 行政A（大卒程度）採用試験筆記試験合格者決定の件 3 獣医師採用選考試験最終合格者決定の件 4 採用選考並びに職務の級及び号給決定の件
1688	R4. 7. 1	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委員長選挙の件 2 委員長職務代理者指定の件 3 資格免許職採用試験筆記試験合格者決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 看護師等採用候補者選考試験（第1回）の実施状況 2 任命権者が行った処分
1689	R4. 7. 25	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1687回及び1688回） 2 行政A（事務系職種）採用試験1次面接試験合格者決定の件 3 採用選考試験（第1回）筆記試験合格者決定の件 4 採用選考試験（第1回）最終合格者（教務（看護）、研究員（植物分類学）、物理技師）決定の件 5 海技職<知事>採用選考試験最終合格者決定の件 6 職員の子育て支援に関する条例の改正等に伴う規則等制定の件 －職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則等2件－ <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 兵庫県人事委員会勧告に向けた申入れ 2 任命権者が行った処分
1690	R4. 8. 9	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1689回） 2 行政A（技術系職種）採用試験最終合格者決定の件 3 資格免許職採用試験最終合格者決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事院勧告 2 任命権者が行った処分

1691	R4. 8. 18	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1690回） 2 行政A（事務系職種）採用試験最終合格者決定の件 3 経験者採用試験実施要綱決定の件 4 障害のある人を対象とする職員採用選考試験実施要綱決定の件 5 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則制定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 行政B（高卒程度）ガイダンスの開催結果
1692	R4. 8. 29	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1691回） 2 採用選考試験（第1回）最終合格者決定の件 3 採用選考並びに職務の級及び号給決定の件 4 職員の給与に関する規則及び職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則制定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警察官採用試験（第1回）の実施結果 2 看護師等採用候補者選考試験（第2回）の実施結果
1693	R4. 9. 22	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1692回） 2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定に伴う意見の件 3 採用選考並びに職務の級及び号給決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 措置要求取り下げの件（令和4年（措）第2号事案） 2 審査請求の処理方針（令和4年（不）第3号事案） 3 審査請求の処理方針（令和4年（不）第4号事案） 4 行政B（高卒程度）採用試験の申込状況 5 経験者採用試験の申込状況 6 職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査等の結果 7 兵庫県人事委員会勧告に対する申入れ 8 定期人事異動（令和4年秋）（警察本部） 9 任命権者が行った処分
1694	R4. 10. 5	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1693回） 2 審査請求の裁決の件（令和4年（不）第3号事案） 3 審査請求の裁決の件（令和4年（不）第4号事案） 4 採用選考並びに職務の級及び号給決定の件 <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の給与等に関する報告及び勧告の取扱い <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障害のある人を対象とする採用選考試験の申込状況 2 任命権者が行った処分

1695	R4. 10. 13	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1694回） 2 行政B（高卒程度）採用試験筆記試験合格者決定の件 3 職員の給与等に関する報告及び勧告 4 採用選考並びに職務の級及び号給決定の件
1696	R4. 11. 2	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1695回） 2 経験者採用試験筆記試験合格者決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員勤務実態調査の実施 2 任命権者が行った処分
1697	R4. 11. 9	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1696回） 2 行政B（高卒程度）採用試験最終合格者決定の件 3 選考によって採用することができる職の指定の件 4 障害のある人を対象とする採用選考試験筆記試験合格者決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 看護師等採用候補者選考試験（第3回）の実施結果及び令和5年度の実施予定
1698	R4. 11. 30	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1697回） 2 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件 3 職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則等制定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 任命権者が行った処分
1699	R4. 12. 22	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1698回） 2 措置要求の判定の件（令和4年（措）第1号事案） 3 措置要求の受理及び事務担当者の指名の件（令和4年（措）第4号事案） 4 情報公開・個人情報保護審議会への諮問の件 5 経験者採用試験最終合格者決定の件 6 障害のある人を対象とする採用選考試験最終合格者決定の件 7 児童自立支援専門員採用選考試験実施要綱決定の件 8 採用選考試験（第2回）実施要綱決定の件 9 採用選考並びに職務の級及び号給決定の件 10 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則制定の件 <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員採用試験の見直し方針（令和5年度） <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員採用ガイダンスの実施 2 任命権者が行った処分

1700	R5. 1. 26	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1699回） 2 関西広域連合に係る公平委員会事務の受託の件 3 職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則制定の件 4 退職手当返納命令処分に関する知事からの意見照会の件（令和5年（退）第1号事案） <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 退職手当支給制限処分に関する教育委員会からの意見照会の件（令和5年（退）第2号事案） 2 職員勤務実態調査に係る書面調査の結果等 3 採用試験広報活動計画（令和5年度実施試験向け） 4 警察官採用試験（令和4年度第2回）の結果及び令和5年度実施計画 5 技術系職種採用試験の通年実施 6 任命権者が行った処分
1701	R5. 2. 15	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1700回） 2 採用選考試験（第2回）筆記試験合格者（保健師＜警察＞）決定の件 3 採用選考試験（第2回）最終合格者決定の件 4 児童自立支援専門員採用選考試験最終合格者決定の件 5 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年度職員採用試験実施日程 2 職員採用ガイダンスの実施
1702	R5. 3. 8	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1701回） 2 審査請求の裁決の件（令和4年（不）第2号事案） 3 退職手当支給制限処分に関する教育委員会からの意見照会の件（令和5年（退）第2号事案） 4 審査請求の受理及び審査長の指名の件（令和5年（不）第1号事案） 5 採用選考試験（第2回）最終合格者決定の件 6 令和5年度職員採用試験に係る募集予定職種及び採用予定人数決定の件 7 技術系職種採用試験（春日程）実施要綱決定の件 8 任期付職員の採用承認の件 9 採用選考並びに職務の級及び号給決定の件 10 公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則制定に対する同意の件 11 警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則制定に対する同意の件 12 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則等制定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 任命権者が行った処分

1703	R5. 3. 22	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1702回） 2 措置要求の受理及び事務担当者の指名の件（令和5年（措）第1号事案） 3 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規則等制定の件 4 採用選考並びに職務の級及び号給決定の件 5 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則等制定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 兵庫県人事委員会勧告に対する申入れ 2 審査請求の処理方針（令和5年（不）第2号事案） 3 職員勤務実態調査（実地調査・是正指導）の結果 4 定期人事異動（令和5年春）（警察本部） 5 職員採用ガイダンスの開催結果 6 令和4年度看護師等採用選考試験の実施結果及び令和5年度実施予定 7 任命権者が行った処分
1704	R5. 3. 31	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1703回） 2 審査請求の裁決の件（令和5年（不）第2号議案） 3 情報公開・個人情報保護審議会への諮問の件 4 任期付職員の採用承認の件 5 口頭により提供を求めることができる保有個人情報の指定の件 6 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則等制定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事異動の概要（令和5年度）（知事部局・教育委員会） 2 関西広域連合に係る公平委員会事務の受託 3 人材マネジメント方針の策定 4 令和4年度警察官採用試験の実施結果 5 任命権者が行った処分 6 事務局職員の人事に関する件

(5) 規則、告示等の制定、改廃の状況

人事委員会が令和4年度中に制定し、又は改廃した規則、告示及び訓令は次のとおりである。

ア 規則

規則番号	公布年月日	規則名	概要
(令和4年)第4号	R4. 4. 26	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	派遣先団体の統合再編に伴い、団体の削除を行った
第5号	R4. 7. 26	職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	期末・勤勉手当における育児休業期間の除算の取扱いの見直し及び男性職員の育児参加のための休暇の対象期間の拡大を行った
第6号	R4. 8. 19	職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	経験者採用試験の見直しに伴い、初任給基準等の改正を行った
第7号	R4. 9. 2	職員の給与に関する規則及び職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	警察の組織改正に伴い、期末勤勉手当の管理職加算の区分の改正等を行った
第8号	R4. 12. 1	職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則	定年の引上げに伴い、監理監督職上限年齢制の対象となる管理監督職等を定める等の改正を行った
第9号	R4. 12. 23	職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与等に関する条例等の一部改正等に伴い、勤勉手当の成績率の引上げ等を行った
(令和5年)第1号	R5. 1. 27	職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	不妊治療のための休暇の取得日数の拡充を行った
第2号	R5. 3. 10	職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	警察の組織改正に伴い期末勤勉手当の管理職加算の区分の改正等を行った
第3号	R5. 3. 23	職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	職員の給与等に関する条例等の一部改正に伴い、通勤手当の新幹線鉄道等の利用にかかる加算措置の適用要件の緩和等を行った
第4号	R5. 3. 31	保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規則	個人情報の保護に関する法律の実施のため、個人情報の保護に関する法律施行令、個人情報の保護に関する法律施行規則及び個人情報の保護に関する法律施行条例に定めのあるもののほか、必要な事項を定めることとした
第5号	R5. 3. 31	職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	県の組織改正に伴い、期末勤勉手当の管理職加算の区分の改正等を行った

イ 告示

告示番号	公布年月日	告示名	概要
(令和4年)第5号	R4. 7. 26	職員の子育て支援に関する実施規程の一部を改正する規程	職員の子育て支援に関する規則の一部改正に伴い、引用条文を改める等の改正を行った
第6号	R4. 12. 1	職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程	定年の引上げに伴い、定年前再任用短時間勤務職員に関する規定を定める等の

			改正を行った
(令和5年)第1号	R5. 3. 10	職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	警察の組織改正に伴い、級別職務区分表の改正を行った
第2号	R5. 3. 23	職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	職員の給与等に関する条例等の一部改正に伴い、級別職務区分表の改正等を行った
第3号	R5. 3. 31	職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	県の組織改正に伴い、級別職務区分表の改正を行った
第4号	R5. 3. 31	口頭により提供を求めることができ る保有個人情報の指定	個人情報の保護に関する法律の改正等 に伴い、口頭により提供する保有個人情 報を定める。

ウ 訓令

訓令番号	公布年月日	訓令名	概要
(令和5年)第1号	R5. 3. 23	人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令	職員の給与等に関する条例等の一部改正に伴い、単純労務職員を技能労務職員に改める等の改正を行った
第2号	R5. 3. 31	人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令	個人情報の保護に関する法律の施行等に伴い、関係規程の整備を行った

(6) 条例・規則の制定に伴う意見等

ア 条例制定に伴う意見

法第5条第2項の規定により、職員に関する条例を制定又は改廃しようとするときは、県議会は人事委員会の意見を聞かなければならないとされており、令和4年度中に条例案について意見を提出したものは次のとおりである。

意見提出年月日	議案番号	件名	意見
R4. 6. 3	第358回定例会 第64号議案	職員の子育て支援に関する条例の一部を改正する条例	会計年度任用職員等の育児休業の取得要件の緩和等は、「職員の給与等に関する報告及び勧告」に沿った内容であり、子育てと仕事の両立支援に資することから、異議はありません。
R4. 9. 22	第359回定例会 第78号議案	職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（企業職員及び病院事業職員に係る部分を除く。）	国家公務員の定年の引上げに伴い、地方公務員法が一部改正され、国家公務員に準じて定年の段階的な引上げに係る改正等を行うものであるため、異議はありません。
R4. 12. 2	第360回定例会 第120号議案	職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（特別職に係る部分を除く。）	本委員会が行った「職員の給与等に関する報告及び勧告」に基づき、給料表及び諸手当の改定等を行うものであり、異議はありません。

R5. 2. 15	第361回定例会 第26号議案	職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（附則第4項及び第7項から第11項までに係る部分を除く。）	「職員の給与等に関する報告及び勧告」に基づき、管理職手当の減額措置の一定の緩和等を行うものであり、異議はありません。 ただし、管理職手当の減額措置は、県議会において議決のうえ策定されている「県政改革方針」のもと本県の財政状況を踏まえ実施されたとしても、あくまで期間を限定した緊急的・臨時的なものであることが求められます。同報告及び勧告でさらに言及したとおり、減額措置が長期にわたり常態化しており、職員のモチベーションの維持・向上や人材確保の観点からも、速やかに解消されるよう要請します。
-----------	--------------------	--	--

イ 規則等制定に伴う協議

条例の規定により、任命権者等が規則等を制定又は改廃しようとするときは、あらかじめ人事委員会に協議しなければならないとされているものについて、令和4年度中に、次のとおり協議を受け、同意する旨回答した。

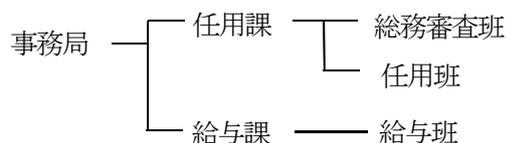
回答年月日	件名	協議者
R5. 3. 8	公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	教育委員会
R5. 3. 8	警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	公安委員会

2 事務局

(1) 組織

人事委員会の権限の行使を補助させるため、委員会に事務局を置く（法第12条）。事務局の組織は、次のとおり2課3班である。

（令和5年3月31日現在）



(2) 職員の定数・現員

職員の条例定数は20人であり、現員は16人である。

事務局長	事務職員	合計
1人	15人	16人

(3) 分掌事務

(任用課) 人事委員会の会議の運営、勤務条件に関する措置の要求の審査、不利益処分に関する審査請求の審査、労働基準監督機関の職権行使、事務局の庶務、職員の採用試験などを行っている。

課名	班名	分掌事務
任用課	総務審査班	1 人事委員会の会議 2 事務局及び事務局職員の庶務、経理 3 勤務条件に関する措置の要求 4 不利益処分に関する審査請求 5 職員の苦情の処理 6 学校医等の公務災害補償に関する審査の請求 7 労働基準監督機関の職権行使 8 分限及び懲戒の基準並びに手続及び効果 9 退職手当の支給制限等に係る意見 10 職員の退職管理
	任用班	1 職員の任用（給与課の所掌に属するものを除く） 2 研修及び人事評価 3 人事記録に関する事項の管理

(給与課) 職員の給与等に関する勧告の実施などを行っている。

課名	班名	分掌事務
給与課	給与班	1 給与、勤務時間その他の勤務条件 2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告 3 給与の支払の監理 4 旅費の制度 5 サービスの基準 6 厚生福利制度 7 職員の定年等 8 職員の採用選考（採用選考試験の実施を除く） 9 職員団体等

Ⅱ 事業の概要

1 職員の任用

(1) 任用制度の概説

ア 任用の根本基準

職員の任用は、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない（法第15条）。

イ 任命の方法

職員の職に欠員を生じた場合、任命権者は、採用、昇任、降任または転任のいずれかの方法によって職員を任命することができる（法第17条）。

ウ 採用の方法

人事委員会を置く地方公共団体の採用は、競争試験によることが原則であるが、人事委員会規則で定める場合には、選考によることができる（法第17条の2）。

(2) 職員の採用

令和2、3年度に引き続き、令和4年度も新型コロナウイルス感染拡大防止のため、試験会場の座席間距離の確保や換気、受験者への検温やマスク着用の徹底等を講じた上で試験を実施した。

また、集団討論（行政A（大卒程度）、経験者採用）は令和2、3年度に引き続き中止した。

ア 競争試験による採用

令和4年度に実施した競争試験は特別枠、行政A（大卒程度）、資格免許職、行政B（高卒程度）、経験者であり、受験者数は、計2,628人（特別枠289人、行政A（大卒程度）772人、資格免許職391人、行政B（高卒程度）176人、経験者1,000人）となっている。

なお、警察官の巡査の職への採用の試験の権限は任命権者に委任している。

(7) 各競争試験の特徴と傾向（令和4年度）

a 特別枠（行政A（大卒程度）（技術系職種）・資格免許職）

受験者確保が厳しい技術系5職種（総合土木職、保健師、薬剤師、児童福祉司、心理判定員）について、実施時期を前倒しし、令和4年度に新たに実施した。

受験者数289人に対し、最終合格者数は68人で、競争率は4.3倍となった。

b 行政A（大卒程度）

受験者数772人に対し、最終合格者数は217人で、競争率は前年度を0.2ポイント下回る3.6倍となった。

一般事務職では459人が受験し、最終合格者数は106人で、競争率は前年度を0.8ポイント下回る4.3倍となった。

また、最終合格者に占める女性の割合は前年度の55.8%を5.1ポイント下回る50.7%となった。

c 資格免許職

受験者数391人に対し、最終合格者数は97人で、競争率は前年度と同じ4.0倍となった。

d 行政B（高卒程度）

受験者数176人に対し、最終合格者数は49人で、競争率は前年度を1.0ポイント下回る3.6倍となった。

一般事務職では79人が受験し、最終合格者数は15人で、競争率は前年度を0.4ポイント上回る5.3倍となった。

e 経験者

令和4年度から社会人経験者採用試験を統合し、新たに経験者採用試験として実施した。

受験者数1,000人に対し、最終合格者数は117人で、競争率は前年度を2.5ポイント上回る8.5倍となった。

一般事務職では737人が受験し、最終合格者数は80人で、競争率は前年度を3.2ポイント上回る9.2倍となった。

(イ) 各競争試験の日程 (令和4年度)

区分	受付期間	筆記試験日	筆記試験地	面接試験日	面接試験地	最終合格発表日
特別枠	〈インターネット〉 4.3.28～4.4.22	4.5.15	神戸市	4.6.1 ～4.6.3 のうち指定する1日	神戸市	4.6.15
行政A(大卒程度) (事務系職種)	〈インターネット〉 4.4.25～4.5.27	4.6.19	神戸市 東京都	4.7.4 ～4.8.24 のうち指定する2日	神戸市	4.8.19
行政A(大卒程度) (技術系職種)	〈インターネット〉 4.4.25～4.5.27	4.6.19	神戸市 東京都	4.7.4 ～4.7.22 のうち指定する1日	神戸市	4.8.10
資格免許職	〈インターネット〉 4.4.25～4.5.27	4.6.19	神戸市 東京都	4.7.15 ～4.8.4 のうち指定する1日	神戸市	4.8.10
行政B(高卒程度)	〈インターネット〉 4.8.2～4.9.9 〈郵送〉 4.8.2～4.9.9	4.9.25	神戸市 豊岡市	4.10.24 ～4.11.4 のうち指定する1日	神戸市	4.11.11
経験者	〈インターネット〉 4.8.22～4.9.16	4.10.2	神戸市 東京都	4.11.12 ～4.12.11 のうち指定する1日	神戸市	4.12.23

※令和2年度にシステム改修を行い、一部の試験を除き、インターネットによる申込のみとした。

(ウ) 各競争試験の受験資格・試験方法 (令和4年度)

区分	受験資格	試験方法
特別枠	1 総合土木職・児童福祉司・心理判定員 (1) 次のいずれかに該当する者 ア 22歳～27歳 (令和5年4月1日現在)	筆記試験 専門試験 記述式 1時間30分 面接試験

特別枠	<p>ただし、児童福祉司及び心理判定員は22歳～59歳</p> <p>イ 21歳（令和5年4月1日現在）以下の者で、4年制大学等を令和5年3月31日までに卒業又は卒業見込みの者</p> <p>(2) 児童福祉司、心理判定員にあつては、資格取得者（取得見込者を含む。）に限る。</p> <p>2 保健師・薬剤師</p> <p>(1) 59歳以下（令和5年4月1日現在）</p> <p>(2) 資格取得者（取得見込者を含む。）に限る。</p>	口述試験(個別面接①、個別面接②) 適性検査
行政A (大卒程度) (事務系職種)	<p>1 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 22歳～27歳（令和5年4月1日現在）</p> <p>イ 21歳（令和5年4月1日現在）以下の者で、4年制大学等を令和5年3月31日までに卒業又は卒業見込みの者</p>	<p>筆記試験</p> <p>教養試験 択一式45題（一部選択解答制）2時間30分</p> <p>専門試験 択一式40題（一部選択解答制）2時間</p> <p>論文試験 1題 1,200字 1時間30分</p> <p>面接試験</p> <p>口述試験(個別面接①、個別面接②)</p> <p>適性検査</p>
行政A (大卒程度) (技術系職種)	<p>1 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 22歳～27歳（令和5年4月1日現在）</p> <p>ただし、児童福祉司及び心理判定員は22歳～59歳</p> <p>イ 21歳（令和5年4月1日現在）以下の者で、4年制大学等を令和5年3月31日までに卒業又は卒業見込みの者</p> <p>2 児童福祉司、心理判定員、環境科学職にあつては、資格取得者（取得見込者を含む。）に限る。</p>	<p>筆記試験</p> <p>専門試験 農学職、総合土木職を除く。 択一式40題 2時間</p> <p>農学職、総合土木職 択一式40題（一部選択解答制）2時間</p> <p>論文試験 1題 1,200字 1時間30分</p> <p>面接試験</p> <p>口述試験(個別面接①、個別面接②)</p> <p>適性検査</p>
資格免許職	<p>1 59歳以下（令和5年4月1日現在）</p> <p>2 資格取得者（取得見込者を含む。）に限る。</p>	<p>筆記試験</p> <p>専門試験 択一式・記述式 2時間</p> <p>論文試験 1題 1,200字 1時間30分</p> <p>面接試験</p> <p>口述試験（個別面接①、個別面接②）</p> <p>適性検査</p>
行政B (高卒程度)	<p>1 18歳～21歳（令和5年4月1日現在）</p> <p>ただし、定時制・通信制高校在学中の者（既に高卒以上の学歴を有する者を除く。）に限り、18歳～30歳の者。</p> <p>2 次の学歴を有する者は除く。</p> <p>大学（短期大学を除く。）及びこれと同等と認められる大学校等を</p> <p>ア 卒業した者</p> <p>イ 在学期間（休学期間を除く。）が</p>	<p>筆記試験</p> <p>教養試験 択一式50題 2時間</p> <p>専門試験 (技術系職種) 林学職 択一式40題 2時間</p> <p>農学職、総合土木職 択一式40題（一部選択解答制） 2時間</p> <p>論文試験 1題 1,200字 1時間30分</p> <p>作文試験 (事務系職種)</p> <p>事務系職種 1題 800字 1時間</p>

行政B (高卒程度)	通算して2年を超える者 ウ 第3年次以上に現に在学し又は 在学したことがある者	面接試験 口述試験 (個別面接①、個別面接②) 適性検査
経験者	1 28歳～45歳 (令和5年4月1日現在)	筆記試験 SPI 3 (事務系職種) 1時間10分 論文試験 (技術系職種) 1題 1,200字 1時間30分 エントリーシート 面接試験 口述試験 (個別面接①、個別面接②) 適性検査

(I) 各競争試験の実施状況（令和4年度）

試験区分	職 種	採用予定数	申込者数	筆記試験		1次面接試験		最終面接試験	最終合格者数 :B	競争率 (A/B)	採用者数	辞退者数
				受験者数:A	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数				
特別枠	総合土木職	15	104	73	55			53	24	3.0	21	3
	保健師	6	70	50	35			34	11	4.5	9	2
	薬剤師	15	72	55	48			45	18	3.1	13	5
	児童福祉司	6	78	56	34			34	10	5.6	9	1
	心理判定員	3	72	55	17			17	5	11.0	3	2
	小計	45	396	289	189			183	68	4.3	55	13
行政A (大卒程度)	一般事務職	80	718	459	372	335	160	146	106	4.3	74	32
	警察事務職	12	68	34	26	22	17	17	12	2.8	11	1
	教育事務職	22	101	76	61	56	42	39	28	2.7	21	7
	児童福祉司	6	47	23	21			21	7	3.3	7	0
	心理判定員	3	26	15	12			12	4	3.8	3	1
	農学職	15	64	49	48			44	17	2.9	12	5
	林学職	4	12	9	9			8	5	1.8	2	3
	水産職	1	20	14	6			6	1	14.0	0	1
	環境科学職	2	20	16	9			9	3	5.3	2	1
	総合土木職	15	66	21	21			17	11	1.9	6	5
	建築職(一般)	5	12	7	7			7	5	1.4	3	2
	機械職	2	14	10	9			8	3	3.3	3	0
	電気職	2	10	4	3			3	3	1.3	3	0
	小中学校事務職	10	51	35	28	28	18	18	12	2.9	11	1
小計	179	1,229	772	632	441	237	355	217	3.6	158	59	
資格 免許 職	保健師(一般)	10	48	26	26			24	12	2.2	10	2
	保健師(警察)	2	17	10	6			6	2	5.0	1	1
	栄養士	2	72	43	7			6	2	21.5	2	0
	薬剤師	16	55	22	22			21	10	2.2	7	3
	臨床検査技師	25	103	94	40			38	26	3.6	24	2
	診療放射線技師	19	86	72	34			31	20	3.6	18	2
	精神保健福祉相談員	2	30	22	6			5	2	11.0	2	0
	医療福祉相談員	9	25	20	20			19	11	1.8	10	1
	理学療法士	3	40	36	9			9	3	12.0	3	0
	作業療法士	2	14	13	8			8	2	6.5	2	0
	言語聴覚士	1	10	9	6			6	2	4.5	2	0
	臨床工学技士	5	26	24	16			15	5	4.8	5	0
小計	96	526	391	200			188	97	4.0	86	11	

試験区分	職 種	採用予定数	申込者数	筆記試験		1次面接試験		最終面接試験 受験者数	最終合格者数 :B	競争率 (A/B)	採用者数	辞退者数
				受験者数:A	合格者数	受験者数	合格者数					
行政B (高卒程度)	一般事務職	10	95	79	52			51	15	5.3	9	6
	警察事務職	7	35	26	25			24	12	2.2	8	4
	教育事務職	5	27	26	24			24	6	4.3	6	0
	農学職	4	9	9	8			8	4	2.3	4	0
	林学職	2	3	3	3			3	2	1.5	2	0
	総合土木職	2	13	13	9			6	4	3.3	2	2
	小中学校事務職	5	27	20	20			20	6	3.3	4	2
	小計	35	209	176	141			136	49	3.6	35	14
経 験 者	一般事務職	66	1,132	737	228			208	80	9.2	54	26
	警察事務職	5	67	51	18			18	7	7.3	6	1
	教育事務職	2	52	35	9			9	2	17.5	2	0
	農学職	5	27	19	12			11	6	3.2	5	1
	林学職	2	9	6	4			3	2	3.0	2	0
	総合土木職	11	28	23	15			12	8	2.9	6	2
	建築職	3	18	15	10			9	4	3.8	3	1
	小中学校事務職	8	146	114	24			22	8	14.3	7	1
	小計	102	1,479	1,000	320			292	117	8.5	85	32
合計	457	3,839	2,628	1,482			1,154	548	4.8	419	129	

(カ) 警察官採用試験（警察本部実施）

警察官については、警察本部において県内では3回、県外では中国、四国、九州の5県との共同方式により、採用試験を実施した。

a 警察官採用試験実施状況（県内試験）（令和4年度）

(人)

実施日	区分	採用予定者数	申込者数	1次試験 受験者数	1次試験 合格者数	2次試験 受験者数	最終合格 者数	競争率	採用者数	辞退者数
4. 4. 29, 4. 5. 3	男性A	253	1, 558	1, 276	760	653	344	3. 7	134	198
	男性B	158	1, 238	940	617	542	230	4. 1	114	106
	女性A	44	473	379	150	126	76	5. 0	35	37
	女性B	34	432	314	196	180	101	3. 1	42	49
4. 9. 17, 4. 9. 18	サイバ-捜査A	8	3	3	3	0	-	-	-	-
	サイバ-捜査B		2	2	2	2	1	2. 0	1	0
5. 1. 14	武道A	8	12	11	11	10	9	1. 2	9	0
	武道B		2	1	1	1	1	1. 0	1	0
	合計	505	3, 720	2, 926	1, 740	1, 514	762	3. 8	336	390

※採用者数及び辞退者数には、令和5年1月14日実施分の人数は含まれていない。

※各区分のAは大卒又は大卒見込みの者、BはA以外の者

b 警察官採用試験実施状況（県外試験）（令和4年度）

(人)

実施日	区分	採用予定者数	申込者数	1次試験 受験者数	1次試験 合格者数	2次試験 受験者数	最終合格 者数	競争率	採用者数	辞退者数
4. 5. 7 ～	男性A	11	172	132	31	19	8	16. 5	3	2
	男性B	12	271	162	26	20	8	20. 3	0	0
4. 10. 16	女性A	1	31	15	1	0	-	-	-	-
	女性B	1	23	12	2	1	0	-	-	-
	合計	25	497	321	60	40	16	20. 1	3	2

※採用者数及び辞退者数には、令和5年10月採用予定者の人数は含まれていない。

※各区分のAは大卒又は大卒見込みの者、BはA以外の者

イ 選考による採用

選考は、当該選考に係る職の属する職制上の段階の標準職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適性を有するかどうかを判定する手続であり、国や他の地方公共団体との人事交流や、欠員の発生などにより早急に補充する必要がある職、競争試験を行っても十分な競争者が得られない職などについて行っている。

なお、一部の職については、公募による採用選考試験により選考候補者を決定した上で、選考を行っている。令和4年度から、多様な人材確保の観点から、採用選考試験の全職種で年齢上限を59歳以下に引き上げた。

また、医師・歯科医師職1～2級、看護職1～4級、警察官の警部以下、病院局医療技術職2～6級（選考試験の実施権限を除く）の職の採用の選考の権限は、各任命権者に委任している。

(7) 採用選考実施状況（職級別）（令和4年度）

人事交流や選考試験により人事委員会が令和4年度に採用選考を行った職員数は、次のとおりである。

a 行政職 (人)

任命権者	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級	計
知事部局	8 (6)	8 (6)	7 (7)	3	3	1	4	2	1	0	37(19)
教育委員会	2 (2)	1 (1)	3 (3)	0	0	8	0	0	0	0	14 (6)
警察本部	1 (1)	2 (2)	0	0	0	0	0	0	0	0	3 (3)
計	11 (9)	11 (9)	10(10)	3	3	9	4	2	1	0	54(28)

※ () 内は選考試験の結果採用を行った者を内書きした。

b 研究職 (人)

任命権者	1級	2級	3級	4級	5級	計
知事部局	0	2 (2)	0	0	0	2 (2)
教育委員会	0	1 (1)	0	0	0	1 (1)
警察本部	0	1 (1)	0	0	0	1 (1)
計	0	4 (4)	0	0	0	4 (4)

※ () 内は選考試験の結果採用を行った者を内書きした。

c 医師・歯科医師職 (人)

任命権者	3級	4級	計
病院局	26	20	46
警察本部	0	1	1
計	26	21	47

d 警察職 (人)

任命権者	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
警察本部	0	0	0	0	0	1	0	7	3	11

(イ) 職員採用選考試験実施状況（令和4年度）

(人)

実施日	職種	採用予定者数	受験者数	合格者数	採用者数	辞退者数
4.6.12	獣医師	10	31	24	9	15
4.7.2	教務（看護）	2	5	2	2	0
	産業技術職（金属系）	1	6	1	1	0
	産業技術職（有機化学系）	1	4	1	0	1
	産業技術職（電子情報系）	1	2	1	1	0
	海技職	1	11	1	1	0
	理化学職（文書鑑定）	1	3	1	1	0
	研究員（植物分類学）	1	4	1	1	0
	埋蔵文化財技師	2	16	2	2	0
	心理判定員	1	3	1	1	0
	物理技師	1	4	1	1	0
	医療情報職	4	7	2	2	0
	海技職＜知事＞	1	3	1	1	0

4. 10. 23	障害のある人を対象とする採用選考 事務職（一般事務職、警察事務職、教育事務職、小中学校事務職） 農学職 林学職 総合土木職 建築職	9	138	9	7	2
5. 1. 27	児童自立支援専門員	2	2	2	2	0
5. 2. 4	歯科衛生士＜知事＞ 海技職＜教育委員会＞ 保健師＜警察＞ 薬剤師 臨床検査技師 診療放射線技師 医療情報職	2 2 1 8 9 3 2	6 1 12 12 16 9 3	2 1 1 7 9 3 1	2 1 1 7 9 3 1	0 0 0 0 0 0 0
合 計		65	305	74	56	18

(ウ) 看護職採用選考試験（令和4年度）（病院局実施）

(人)

実施日	採用予定数	受験者数	合格者数	競争率	採用者数	辞退者数
4. 5. 21, 22	450	670	297	2. 3	272	25
4. 7. 30		233	92	2. 5	78	14
4. 10. 15		131	54	2. 4	48	6
5. 1. 14		67	36	1. 9	32	4
5. 2. 25		28	18	1. 5	17	1
合計	—	1, 129	497	2. 3	447	50

(3) 広報等の取組

優秀な人材を広く募集するため、様々な広報活動等を行った。

ア 説明会等の実施

(7) 大学等での試験説明会の開催

従来、京阪神地域や、首都圏、中国・四国地方の大学に職員が出向き、県政や試験制度、勤務条件等について説明を行う説明会を実施していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインでの説明会を重点的に実施した。

a 京 阪 神 地 域：令和4年度は34回（18大学等）開催し、935人が参加した。

（うち、21回（参加者：643人）はオンライン開催）

b 京阪神地域以外：令和4年度は8回（6大学等）開催し、59人が参加した。

（うち、6回（参加者：37人）はオンライン開催）

(4) 職員ガイダンス・個別相談会の開催

受験希望者を対象に、県政や試験制度、勤務条件等の説明を行うとともに、職種別の業務説明を行うガイダンスを実施した。また、受験や職務への疑問や不安を解消し、県職員への志望度を高めるため、オンラインでの個別相談会を開催した。

対 象		実施日	参加人数
試験 区 分 別	行政A・資格免許職採用試験受験者対象	5. 2. 8	511人
		5. 2. 9	
		5. 2. 10	
		5. 2. 16	
		5. 2. 17	
		5. 2. 20	
		5. 2. 21	
行政B採用試験受験者対象	4. 7. 29	77人	
	5. 3. 27	28人	
職 種 別	一般事務職受験者対象	5. 3. 24	126人
	個別相談会（一般事務職）	4. 5. 25	83人
		4. 5. 26	
	臨床検査技師・診療放射線技師	4. 5. 20	42人
環境科学職	4. 5. 20	8人	
合計			875人

(ウ) 就職情報提供企業等主催の就職説明会への出展等

就職情報を提供する民間企業主催による企業就職説明会や公務員予備校主催の説明会に参加し、県政と県職員の魅力をPRした。

区 分	実施回数等	参加人数
企業主催の就職説明会	神戸市内 8回（うちオンライン4回）	750人
	大阪市内 5回	
公務員予備校等での説明会	神戸市内 7回（うちオンライン4回）	564人
	大阪市内 2回	
合計		1,314人

(イ) 大学1～2年生を対象としたPR活動等

将来の受験者を早期に確保する観点から、大学のキャリアセンター等と連携し、大学の1～2年生を対象としたキャリアデザイン等の講義に出席し、県職員という職業を紹介し、魅力をPRした。令和4年度は兵庫県立大学、同志社大学、関西学院大学等で6回実施し、303人が参加した。

イ 情報発信等

(7) 職員採用ポータルサイトの開設

知事メッセージをはじめ、採用試験情報、職種や仕事内容・勤務条件、先輩職員メッセージ等のほか、パンフレットや採用説明会での配布資料等の情報提供を行うポータルサイトを令和3年10月に開設し、令和4年度のページ閲覧回数は281,397回（R4. 4. 1～R5. 3. 31）となった。

(4) 兵庫県職員採用Twitterの開設

令和2年度までのメールマガジンの配信に代わり、兵庫県職員採用Twitterアカウントを開設し、令和3年4月から採用試験や説明会の情報等を発信している。アカウントのフォロワー数は2,520人（R5. 3. 31時点）となった。

(ウ) 職員採用PR動画の配信

県職員の仕事の面白さ、県職員として働く魅力ややりがいを伝えるため、令和元年度に作成した職員採用PR動画を大学等での説明会や企業主催の就職セミナー等で使用した。

「ひょうごチャンネル」(YouTube)等にアップした動画は、全体版、男性編及び女性編を合わせ、44,732回(R5.3.31時点)再生された。

また、令和4年度に、さらなる受験者の確保につなげるため、県内各地で働く職員、経験者採用で入庁した職員、総合土木職の職員、重要施策を担う職員や新規採用職員を紹介する、新たな職員採用PR動画を作成した。(令和5年度から配信)

(エ) ポスター、パンフレット等の作成

目を引く配色の斬新なデザインのポスター・チラシを作成し、説明会や大学等で掲示・配布した。

このほか、兵庫県が求める人材、先輩職員のメッセージ、勤務条件等を説明した「採用案内」を作成し、説明会や大学等で配布した。

2 職員の給与

職員の給与の決定に当たっては、社会一般の情勢に適応させることが基本原則となっている。

本委員会は、給与に係る調査及び研究を行い、毎年少なくとも1回、給料表が適当であるかどうかについて、議会及び知事に報告し、あわせて適当な措置を講じるよう必要に応じて勧告を行っている。

(1) 職員給与実態調査

職員の給与等の実態を把握し、給与報告等の基礎資料を得ることを目的として、令和4年4月1日に在職する職員（技能労務職員、企業職員、病院事業職員、無給休職中の職員、公益的法人等へ派遣中の職員、育児休業等の承認を受けている職員、勤務延長職員、再任用職員、育休任期付職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員を除く。）について、「職員給与実態調査」を実施した。その調査項目及び調査結果の概要は次のとおりである。

ア 調査項目

- (7) 給料
 - a 年齢及び経験年数
 - b 給与決定上の学歴
 - c 適用給料表及び職務の級、号給
- (イ) 諸手当

イ 調査結果の概要

(7) 給料表別人員、平均年齢、平均経験年数、学歴別及び性別人員構成比

区分 給料表	適用 人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平均経験 年数 (年)	学歴別人員構成比				性別人員 構成比	
				大学卒 (%)	短大卒 (%)	高校卒 (%)	中学卒 (%)	男 (%)	女 (%)
行政職	7,290	42.3	20.5	71.9	6.2	21.8	0.1	59.7	40.3
研究職	182	45.2	21.9	99.5	-	0.5	-	86.8	13.2
医師・歯科医師職	64	37.0	10.7	100.0	-	-	-	57.8	42.2
看護職	3	51.0	28.3	-	100.0	-	-	0	100.0
警察職	11,429	38.9	17.8	52.7	5.5	41.8	-	91.0	9.0
高等学校教育職	7,210	43.0	18.8	96.8	2.2	1.0	-	58.8	41.2
中・小学校教育職	16,079	40.4	17.4	96.2	3.8	0.0	-	46.6	53.4
一般任期付職員	4	50.8	22.0	100.0	-	-	-	75.0	25.0
全給料表	42,261	40.8	18.3	80.4	4.4	15.2	0.0	63.1	36.9

(イ) 給料表別平均給与額

(円)

給料表	一人当たり平均給与総額	内 訳						
		給料	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	その他の手当
行政職	396,602	327,341	8,743	27,028	6,073	15,132	9,602	2,683
研究職	458,260	376,697	11,330	28,633	7,463	19,606	11,271	3,260
医師・歯科医師職	790,471	384,077	2,836	68,453	5,242	7,059	40,916	281,888
看護職	421,105	339,500	2,167	32,116	9,333	21,589	0	16,400
警察職	401,260	329,992	14,690	29,333	4,897	14,875	1,236	6,237
高等学校教育職	454,008	(16,576) 380,242	9,015	27,992	6,844	11,759	2,987	15,169
中・小学校教育職	423,313	(13,799) 361,833	8,150	25,093	6,394	7,777	5,566	8,500
一般任期付職員	425,200	361,775	6,625	31,231	0	25,569	0	0
計	418,686	(8,078) 350,509	10,174	27,150	6,013	11,697	4,729	8,414

(注) () 内は、教職調整額及び給料の調整額の内書である。

(2) 民間給与実態調査

ア 調査の概要

職員の給与と民間従業員の給与とを比較検討するための基礎資料を得ることを目的として、人事院及び各都道府県等人事委員会との共同により、各調査対象事業所の協力を得て、次のとおり実施した。

- (ア) 調査期間 令和4年4月25日から6月17日まで
- (イ) 調査対象 令和4年4月給与の最終締切日現在、企業規模50人以上で、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、一定の産業に分類された1,980事業所
- (ウ) 対象職種 54職種（行政職相当職種22職種、その他の職種32職種）
- (エ) 調査人員 初任給関係1,254人（行政職に相当する調査実人員1,240人）、初任給関係以外の調査職種17,428人（行政職に相当する調査実人員16,425人）
（調査職種該当者（母集団）の推定数は135,390人、行政職に相当するものは126,437人）
- (オ) 抽出方法
 - ・事業所 人事院が、(イ)に該当する事業所を産業・規模等により層化し、一定の抽出率を用いて、453事業所を無作為に抽出した。
 - ・従業員 初任給関係以外の調査職種については、該当する従業員が多数であるときは抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

イ 調査結果の概要

(7) 産業別調査事業所数

産業分類	事業所数
農業、林業、漁業	0
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	14
製造業	187
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	63
卸売業、小売業	25
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	15
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	59
計	363

(4) 職種別給与額等（事務・技術関係職種）

職種名	平均年齢	きまって支給する給与(A)	(A)のうち時間外手当(B)	(A)－(B)
支店長	54歳	781,122円	1,122円	780,000円
工場長	53歳	751,424円	11,092円	740,332円
事務部長	53歳	651,925円	3,174円	648,751円
技術部長	53歳	682,326円	4,298円	678,028円
事務部次長	51歳	566,900円	21,722円	545,178円
技術部次長	52歳	643,193円	8,274円	634,919円
事務課長	49歳	548,532円	12,955円	535,577円
技術課長	48歳	597,017円	7,660円	589,357円
事務課長代理	46歳	517,438円	35,209円	482,229円
技術課長代理	43歳	549,222円	36,892円	512,330円
事務係長	45歳	440,495円	55,292円	385,203円
技術係長	46歳	485,646円	78,636円	407,010円
事務主任	43歳	402,274円	41,658円	360,616円
技術主任	43歳	458,589円	68,589円	390,000円
事務係員	38歳	348,798円	42,971円	305,827円
技術係員	39歳	381,179円	62,902円	318,277円

(7) 学歴別初任給（事務・技術関係職種）

学歴	初任給月額
大学卒	210,213円
短大卒	188,843円
高校卒	173,474円

(注) 採用のある事業所について平均したものである。

(I) 家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,242円
配偶者と子1人	20,172円
配偶者と子2人	26,190円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について平均したものである。

(3) 職員の給与等に関する報告及び勧告

上記(1)及び(2)の調査結果等に基づき、議会及び知事に、10月13日に職員の給与等について報告をし、併せて給与の改定等について所要の措置をとるよう勧告した。

概要は「職員の給与等に関する報告及び勧告の概要」(27ページ～29ページ)のとおり。

(4) 報告及び勧告の実施状況

項目	報告及び勧告	実施状況
給料表	<ul style="list-style-type: none"> 若手職員(30歳台半ばまで)について4,000円の範囲内で引上げ 初任給：行政A(大卒程度)+3,000円 行政B(高卒程度)+4,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 勧告どおり [令和4年4月1日適用]
勤勉手当	<ul style="list-style-type: none"> 年間支給月数の引上げ 一般職員：4.30月→4.40月(+0.10月) 6月期及び12月期の勤勉手当を改正 現行：0.95月→1.00月(+0.05月) 再任用職員：2.25月→2.30月(+0.05月) 6月期及び12月期の勤勉手当を改正 現行：0.45月→0.475月(+0.025月) 任期付研究員及び特定任期付職員： 3.25月→3.30月(期末手当+0.05月) 	<ul style="list-style-type: none"> 勧告どおり [令和4年4月1日適用]
不妊治療休暇	<p>不妊治療をはじめ、妊娠、出産、育児等と仕事の両立が図られるよう、更なる制度拡充や取得促進に向けた職場環境づくりに一層取り組んでいく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 取得日数の拡充 (現行年5日→年12日) ※頻繁な通院が必要な場合+5日 [令和5年1月1日適用]
管理職手当	<p>本県では、本県の財政状況を踏まえ、管理職手当の減額措置が行われている。</p> <p>これは、県議会の議決を経て制定された「県政改革の推進に関する条例」及び「兵庫県県政改革方針」に基づくものであるが、本委員会の勧告に基づく給与改定とは別の観点から実施されている。地方公務員法に定める給与決定の原則と異なるため、あくまで期間を限定した緊急的・臨時的なものであることが求められる。</p> <p>しかし、減額措置が長期にわたり常態化している。職員のモチベーションの維持・向上や人材確保の観点からも、速やかに解消されるよう要請する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 副課長級の減額措置を緩和した上で引き続き実施 (R4) 管理職全員 12%カット (R5) 副課長級 8%カット その他管理職12%カット [令和5年4月1日適用]

職員の給与等に関する報告及び勧告の概要（令和4年）

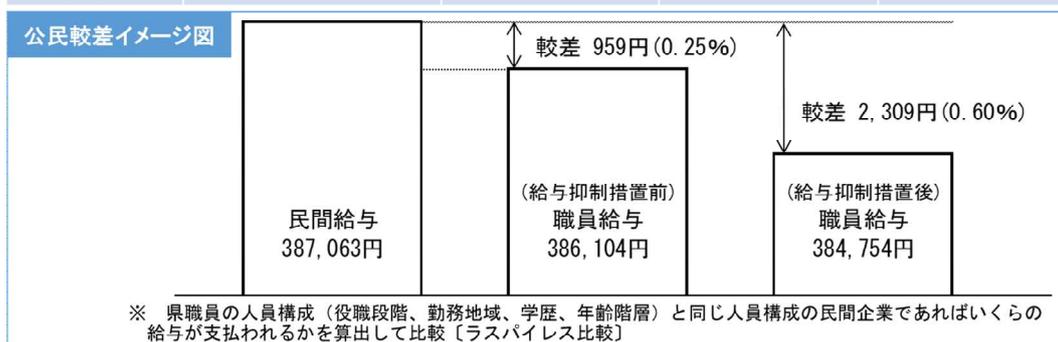
令和4年10月13日
兵庫県人事委員会

公務と民間の給与水準の比較

①月例給

公務と民間の本年4月分の給与を比較した結果、職員が民間を給与抑制措置（管理職手当12%減額）前で959円（0.25%）下回っている。

	民間従業員の給与(A)	職員の給与(B)	較差(A)-(B)	備考
本県	387,063円	386,104円	959円（0.25%）	給与抑制措置前
		384,754円	2,309円（0.60%）	給与抑制措置後
(参考)国	405,970円	405,049円	921円（0.23%）	



②特別給（期末・勤勉手当）

直近1年間（昨年8月～本年7月）の支給実績を比較した結果、職員が民間を0.12月分下回っている。

	民間の支給実績(A)	職員の支給月数(B)	差 (A)-(B)
本県	4.42月	4.30月	0.12月
(参考)国	4.41月	4.30月	0.11月

給与改定の内容等

3年ぶりに月例給、期末・勤勉手当（ボーナス）ともに引上げ

- ① 給与抑制措置前の公民較差〔959円（0.25%）〕を埋めるため、初任給及び若年層の給料月額を引上げ
② 期末・勤勉手当（ボーナス）を引上げ（0.10月分） ※令和4年4月遡及適用

1 給料表

若手職員（30歳台半ばまで）の給料を4,000円の範囲で引上げ（平均改定率：0.3%）
[初任給月額] 行政A（大卒程度）188,700円 → 191,700円（+3,000円）
行政B（高卒程度）154,900円 → 158,900円（+4,000円）

2 期末・勤勉手当

民間との差が0.12月のため、支給月数を年間で0.10月分引上げ
現行4.30月分→4.40月分（勤勉手当：+0.10月）
[その他の職員の支給月数] ・再任用職員 2.25月分→2.30月分（勤勉手当：+0.05月）
・任期付研究員等 3.25月分→3.30月分（期末手当：+0.05月）

[参考] 職員1人当たりの改定状況（行政職：平均年齢42.3歳、平均経験年数20.5年）

	月例給与	期末・勤勉手当	年間給与	年間給与の増減
改定前	381,470円	4.30月	6,232,000円	53,000円 (0.85%)
改定後	382,373円	4.40月	6,285,000円	

※若手職員(25歳)の場合：年間給与 改定前3,656千円→改定後3,732千円（+77,000円（2.11%））

3 その他

- 令和5年度からの定年の段階的引上げについて、制度が円滑に導入されるよう適切に対応。
- 人事院は、人材の確保や勤務環境の整備など様々な取組を進める中で、給与面においても、給与制度のアップデートに向けて、65歳定年を見据えた60歳前・60歳超の給与水準、地域手当をはじめ諸手当に関する社会や公務の変化に応じた見直しなど一体的に取組を進めるとしており、今後の人事院の検討の動向を注視しつつ、必要な検討を行っていく。

人事行政における諸課題①

人材の確保及び育成

ア 職員採用の強化

- 「躍動する兵庫」を実現し、新しい未来を創造するため、失敗を恐れず、自ら考え、柔軟な発想を持って挑戦し続ける人材を確保
- 採用困難職種は、合格発表の早期化を含め受験しやすい試験方式、処遇の改善等を引き続き検討する必要
- 民間志望者も含めた幅広い対象者に対し、県職員の魅力とやりがいを、知事のトップセールスと併せてしっかりと伝えていくことが必要
- オンラインでの説明会のほか動画コンテンツやSNSによる発信を充実するなどスマホ世代を意識した広報を強化

イ 中長期視点に立った人材の育成

- 今後の重点取組や施策を取りまとめた新たな「人材育成基本方針」を策定し、「躍動する兵庫」を担う人材の育成を計画的・戦略的に進めていく必要

ウ 女性の活躍推進

- 「ひょうごアクション8」の目標達成に向け、キャリア支援、ライフステージに応じた研修の充実等、女性職員の能力発揮や活躍を支える仕組みづくり等に引き続き取り組む必要

能力と実績に基づく人事管理

- 定年の引上げや国の人事評価制度改正にも留意しながら、評価結果を任用、給与等により適切に反映し、職員の意欲・能力向上や人材育成に活用することが重要

人事行政における諸課題②

働き方改革と勤務環境の整備

ア 超過勤務の縮減及び休暇の取得促進

- 業務の縮減や平準化、仕事の進め方の見直しなどに取り組むとともに、組織全体として、ICTの活用等による業務改革や適正な職員配置を更に進めていくことが重要
- 特に新型コロナウイルス感染症対策をはじめとする超過勤務の縮減に向け、特定の所属や職員に業務が集中しないよう、業務執行方法の見直し等を図るとともに、健康障害防止に万全を期す必要
- 教職員の業務量の適正管理に向けた取組を強力に推進するとともに、教職員の負担軽減を図るため、学校現場を支援する取組を引き続き進める必要
- 教員未配置問題も教職員の多忙化の一因となっていることから、不足解消に向けた人材確保を含め対策強化が不可欠

イ 仕事と生活の両立支援

- 育児休業等の制度が十分活用され、男女ともに、不妊治療をはじめ、妊娠、出産、育児等と仕事の両立が図られるよう、更なる制度拡充や取得促進に向けた職場環境づくりに一層取り組んでいく必要
- フレックスタイム制については、今後の働き方改革の進展に合わせて、より利用しやすいよう、適宜、制度面・運用面の見直しを検討する必要
- 在宅勤務制度については、利用促進を図るとともに、経済的な負担軽減の措置について、引き続き民間企業の状況を把握するとともに、国や他の都道府県の動向も注視しつつ、在宅勤務関連手当について検討

ウ 職員の健康管理

- 新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底するとともに、職員の健康状態やメンタルヘルスへの影響等の把握に万全を期す必要

エ ハラスメントの防止

- 依然としてハラスメントによる相談事案や懲戒処分事案が発生しているため、所属長等が職場で十分に注視し、相談しやすい環境整備を更に進めるなど、一層徹底した取組が必要

人事行政における諸課題③

高齢期の雇用

- 高齢層職員の活躍を促し、知識や経験を活用するために、その役割を明確化し、職員が意欲的に働き続けられるよう、60歳以降の任用や給与について、丁寧な情報提供を行うとともに、定年まで働き続けられる職場環境の整備に取り組むことが重要
- 役職定年制に伴い非管理職に異動する職員の人事配置については、能力や適性、本人の希望を踏まえ、丁寧に進めていく必要
- 再任用制度は、職員の希望にも配慮した勤務形態による任用や配置等に取り組む必要
- 教育職の再任用職員の給与については、定年の引上げに係るより円滑な人事管理や不足する人材の確保の観点^{を踏まえたモデル給料表の作成を全国人事委員会連合会に働きかけていく}
- 能力及び経験を十分に活かし、意欲的に働き続けられるようモチベーションの維持・向上が必要

臨時・非常勤職員の任用等

- 公務能率の向上を図る観点から、職務の内容や責任を適切に設定し能力を十分に引き出し、人材確保の観点からも、良好な勤務環境の整備を進める必要。会計年度任用職員の勤勉手当について、国は期間業務職員への期末・勤勉手当の支給に係る運用状況等も踏まえ検討すべき課題としており、国の検討状況や他の都道府県^{の状況を注視しつつ総合的に検討していく必要}

公務員倫理の徹底

- 体罰やセクハラなどの不祥事が依然として発生しているため、懲戒処分^{の指針をより明確化するなど}、改めて再発防止と公務員倫理の徹底が必要

おわりに

- 管理職手当の減額措置(12%)は、勧告に基づく給与改定とは別の観点から実施されている。地方公務員法に定める給与決定の原則と異なるため、あくまで期間を限定した緊急的・臨時的なものであることが求められる。しかし、減額措置が長期にわたり常態化している。職員のモチベーションの維持・向上や人材確保の観点からも、速やかに解消されるよう要請する。

3 職員の利益保護

(1) 勤務条件に関する措置要求

ア 制度の概要

勤務条件に関する措置要求の制度は、法第46条の規定に基づき、職員が、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる。

人事委員会は、要求のあった事案について、職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和39年人事委員会規則第15号）に定められた手続に従って審査を行い、要求に理由があると認めるときは権限を有する地方公共団体の機関に対して必要な勧告等を行う。

イ 処理状況（令和4年度）

令和4年度における措置要求の係属及び処理状況は次のとおりである。

区分	令和3年度末 (R4. 3. 31) 係属件数	令和4年度		令和4年度末 (R5. 3. 31) 係属件数
		新規要求件数	終結件数	
給 与	1	3	2	2
勤務時間	1		1	
休 暇				
そ の 他	1		1	
計	3	3	4	2

ウ 終結事案の概要（令和4年度）

令和4年（措）第1号事案

要求年月日	令和4年3月14日
要求の概要	賞与4回分の勤勉手当の減額分を回復すること
終結年月日	令和4年12月22日
結 果	棄却
判断の概要	勤勉手当の減額分の支給を求める要求が、本件各勤勉手当の支給額の算定は、給与条例等に従って行われており、その意味において恣意的な点は見受けられず、また、要求者の主張は、結局のところ、勤務成績に関する見解の相違ということに尽きるのであり、勤務成績の評定自体は管理運営事項であって当局に広範な裁量が認められるべき点を鑑みれば、このことをもって要求者に係る勤務成績の評定が裁量の範囲を逸脱し、又は、これを濫用しているとまでいえない。

令和4年（措）第2号事案

要求年月日	令和4年3月14日
要求の概要	1 高校入学者選抜学力検査の監督・採点・点検業務が週休日に実施されたが、今後、極力、休日勤務が強要されないような日程を組むこと 2 やむをえず教職員に週休日の勤務を強いる場合は、教職員の意向も十分尊重すること
終結年月日	令和4年8月30日
結 果	取下げ

令和4年（措）第3号事案

要求年月日	令和4年3月23日
要求の概要	新所属への異動内示を至急、取り消すこと
終結年月日	令和4年5月12日
結果	取下げ

令和4年（措）第4号事案

要求年月日	令和4年12月2日
要求の概要	令和5年1月1日付け給与改定における2号給引き下げを行うとする内示を取り消し、これを適用しないこと。
終結年月日	令和5年3月31日
結果	取下げ

(2) 不利益処分に関する審査請求

ア 制度の概要

不利益処分についての審査請求制度は、法第49条の2第1項の規定に基づき、職員が懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合に、人事委員会に対して審査請求を行うことができる。

人事委員会は、審査請求のあった事案について、審査請求審査規則（平成10年人事委員会規則第7号）に定める手続に従って審査を行い、当該処分が違法又は不当なものであると認めるときは、処分を取り消すか、自らその処分を修正し、任命権者に対して必要な指示を行う。

イ 令和4年度の処理状況

令和4年度における審査請求の係属及び処理状況は次のとおりである。

区分	令和3年度末 (R4.3.31) 係属件数	令和4年度		令和4年度末 (R5.3.31) 係属件数	令和4年度 口頭審理 開催回数
		請求件数	終結件数		
分 限 処 分	免 職				
	休 職				
	降 任				
	降 給				
懲 戒 処 分	免 職		1	1	
	停 職		1	1	
	減 給	1		1	1
	戒 告				
そ の 他		3	3		
計	1	5	4	2	1

ウ 終結事案の概要（令和4年度）

令和4年（不）第1号事案（再審）*令和3年度終結事案

請求年月日	令和4年4月18日
請求の概要	令和4年（不）第1号事案の裁決に対して、裁決に影響を及ぼすと認められる判断の遺脱があるとして、当該事案を改めて審査するよう求めたもの
終結年月日	令和4年5月26日

結果	却下
判断の概要	原裁判には、裁判に影響を及ぼすと認められる判断の遺脱がない。

令和4年（不）第2号事案

請求年月日	令和4年3月17日
請求の概要	処分者は、請求人が、1年5か月間、子を扶養していないにもかかわらず、扶養手当の変更届の提出を怠り、不正に手当を受給したことを理由として、減給処分（給料月額10分の1（3月））を行ったところ、請求人は、子を扶養していないとの事実認定には重大な過誤があり、処分は不当であるなどとして、本件処分の取消しを求めた。
終結年月日	令和5年3月8日
結果	棄却
判断の概要	1 請求人の子が主として請求人の扶養を受けていたということまではできない。 2 請求人は、子に係る扶養手当について必要とされる届出の義務を故意に履行しなかったといえる。 3 扶養手当の不正受給が1年5か月の長期間にわたり、不正受給に係る金額も多額に上っていること、処分者が何度も注意喚起をしていたことからすれば、請求人の責任は決して軽くない。他方で、請求人は積極的な虚偽の届出等まではしていないことから、標準量定の上限である減給6か月間に至らない本件処分の量定は、相当である。

令和4年（不）第3号事案

請求年月日	令和4年9月6日
請求の概要	某警察署長が審査請求人に対して行った嚴重口頭注意の処分を取り消すとの裁判を求めた。
終結年月日	令和4年10月5日
結果	却下
判断の概要	嚴重口頭注意は、事実上の措置であり、不利益処分に該当しない。

令和4年（不）第4号事案

請求年月日	令和4年9月22日
請求の概要	某警察署長が審査請求人に対して行った生活指導の処分を取り消すとの裁判を求めた。
終結年月日	令和4年10月5日
結果	却下
判断の概要	生活指導は、事実上の措置であり、不利益処分に該当しない。

令和5年（不）第2号事案

請求年月日	令和5年3月10日
請求の概要	審査請求人に対する令和5年4月1日から令和6年3月31日までの再任用選考不合格処分を取消し、同選考を合格とするとの裁判を求めた。
終結年月日	令和5年3月31日
結果	却下
判断の概要	再任用不採用は処分性を認めることができないため、不利益処分に該当しない。

(3) 職員の苦情の処理

ア 制度の概要

職員は、勤務条件その他の人事管理に関し、人事委員会に苦情の申出及び相談を行うことができ、これを受けて人事委員会は、申出等を行った者に対し、助言等を行うほか、申出等に係る事案の関係当事者に対し、指導、あっせんその他の必要な措置を行う。

イ 令和4年度の処理状況

令和4年度の苦情相談は次のとおりである。

相談件数	相談内容						
	任用	給与	勤務条件・サービス	執務環境	パワハラ	セクハラ	その他
33	1	4	13	3	6	0	6

(4) 分限処分及び懲戒処分の状況

ア 制度の概要

処分者は、職員に対して法第28条に規定する分限処分又は法第29条に規定する懲戒処分を行い、法第49条第1項に規定する処分説明書を交付した場合、職員の分限及び懲戒の方法及び効果に関する規則（昭和35年人事委員会規則第16号）第4条の規定に基づき、人事委員会に処分説明書の写しを提出することとなっている。

イ 処理状況（令和4年度）

令和4年度に人事委員会に報告のあった処分は次のとおりであり、分限処分1件、懲戒処分60件であった。

		知事		教育委員会		警察本部長		計	
		3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度
分限処分	免職								
	休職			1				1	
	降任						1		1
	降給								
	計			1			1	1	1
懲戒処分	免職		3	8	7			8	10
	停職	3	2	4	7	3	2	10	11
	減給	1	3	15	15	4	5	20	23
	戒告	1	4	11	9	2	3	14	16
	計	5	12	38	38	9	10	52	60
合計		5	12	39	38	9	11	53	61

ウ 処分の内訳（令和4年度）

		知事		教育委員会		警察本部長		計	
		3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度
処分内容	飲酒運転	1	1	1	1		1	2	3
	体罰			9	8			9	8
	わいせつ			7	4	2	1	9	5
	ハラスメント	1		8	8		2	9	10
	横領		1	1	1			1	2
	その他	3	10	13	16	7	7	23	33
	合計	5	12	39	38	9	11	53	61

※処分内訳の件数には、監督処分を含む。

4 職員団体

(1) 職員団体の登録

職員団体が一定の要件に適合していることを人事委員会が確認し、公証する制度である。

登録の要件は、①規約に一定の事項が定められていること（法第53条第2項）、②職員団体の重要な事項が民主的な手続で決定されていること（法第53条第3項）、③職員団体の構成員が同一の地方公共団体の職員のみで組織されていること（法第53条第4項）である。

登録の効果は次のとおりである。

- ① 地方公共団体の当局は、登録職員団体の適法な交渉の申入れに応ずべき地位に立つこと。
- ② 任命権者の許可を受けて、登録職員団体の役員として在籍専従することができること。
- ③ 職員団体は、人事委員会に申し出て法人格を取得できること。

登録職員団体は、規約又は登録申請書記載事項に変更が生じた日から20日以内に、人事委員会に届け出なければならない（職員団体の登録に関する条例第4条第1項）。

ア 登録団体一覧

人事委員会に登録されている職員団体は次のとおりである。

(令和5年3月31日現在)

職員団体名	登録年月日	組織の別		法人格取得の有無
		連合体	単位団体	
兵庫県職員労働組合	昭41.10.4		○	○
兵庫県教職員組合	昭41.10.4	○		○
兵庫県高等学校教職員組合	昭41.10.4		○	○
兵庫県自立教育労働者組合	昭57.4.20		○	
兵庫県教職員連盟	昭63.2.23	○		
加印教職員組合	平2.2.8		○	○
兵庫高等学校教職員組合	平2.3.12		○	○
但馬教職員組合	平2.3.12		○	○
兵庫教職員組合	平2.3.12	○		○
丹有教職員組合	平2.5.10		○	
淡路教職員組合	平2.7.2		○	
北播教職員組合	平2.7.2		○	○
全教兵庫教職員組合	平25.1.16		○	○
揖龍教職員組合	平31.3.8		○	○
神崎教職員組合	平31.3.8		○	○
赤相教職員組合	平31.3.8		○	○
多可町・西脇市教職員組合	平31.3.8		○	○
加東小野教職員組合	平31.4.18		○	○
東播教職員組合	令1.6.27		○	

イ 登録の状況

令和4年度における登録状況は次のとおりである。

登録団体数	新規登録 申請件数	解散届出 件数	変更届出 件数	変更届出内訳			
				規約	登録事項		
					名称	所在地	役員
19	0	0	7	0	0	0	7

(2) 管理職員等の範囲

職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する管理職員等とそれ以外の職員とは同一の職員団体を結成することができない（法第52条第3項）。

管理職員等の範囲は、同条第4項により管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年人事委員会規則第9号）で定めており、令和4年度末における管理職員等の範囲は次のとおりである。

（令和5年3月31日現在）

機関		職
議会事務局		1 局長 次長 課長 室長 参事 副課長 班長（行政職7級の者に限る。） 主幹（秘書又は人事労務を担当する者に限る。） 2 総務課の秘書班長及び総務班長
知事 部局	本庁	1 防災監 技監 理事 会計管理者 新県政推進室長 部長 秘書広報室長 元町プロジェクト室長 万博推進室長 感染症等対策室長 全国豊かな海づくり大会推進室長 局長 出納局長 新県政推進次長 次長 公館長 新県政推進参事 課長 室長 参事 隊長 官（行政職8級及び7級並びに医師・歯科医師職4級の者に限る。） 主任広報専門員 職員健康相談員 職員相談員 主任技術専門員（人事労務を担当するものに限る。） 副課長 副室長 班長（行政職7級の者に限る。） 主幹（人事労務を担当する者に限る。） 研究参事 副隊長 2 総務課の総務班長及び総務企画班長 会計課の総務・システム班長 3 秘書課の班長及び主幹 4 財政課の班長及び主幹 5 税務課の管理班長 6 人事課の班長、主幹、主査及び主任 7 職員課の班長、主幹、主査及び主任（いずれも職員団体に関する事務を担当するものに限る。） 8 管財課の班長及び主幹（庁舎管理又は車両管理を担当するものに限る。） 9 水産漁港課の船長
	兵庫県民総合相談センター	所長 次長 参事 所長補佐
	兵庫陶芸美術館	館長 副館長 参事 所長補佐
	県立男女共同参画センター	所長 副所長
	県民局・県民センター	局長 センター長 副局長 副センター長 総務企画室長 県民交流室長 地域振興室長 地域政策室長 交流渦潮室長 次長 参事

	事務所長 県税事務所の収税室長及び課税室長 福祉室長 但馬長寿の郷長 消費生活センター長 農業改良普及センター所長 土地改良センター所長 土木事務所の室長 但馬長寿の郷の管理部長 副所長 室長補佐 所長補佐 総務防災課長 班長（人事労務を担当するものに限る。）
東京事務所	所長 次長 副所長
自治研修所	所長 次長 副所長 所長補佐 総務課長
職員健康管理センター	1 所長 参事 室長 所長補佐 健康づくり課長 2 職員診療所長
職員会館	館長
消費生活総合センター	所長 副所長 部長 所長補佐 指導調整課長
広域防災センター	1 センター長 部長 次長 所長補佐 管理課長 2 消防学校長 副校長
県立健康科学研究所	所長 副研究所長 部長 所長補佐 総務課長
保健所	所長 副所長 所長補佐
こども家庭センター	こども総括監 所長 参事（医師・歯科医師職4級の者に限る。） 副所長 所長補佐 総務企画課長 総務課長
女性家庭センター	所長 副所長 総務課長
県立明石学園	園長 参事 副園長 所長補佐 総務課長
県立総合衛生学院	1 学院長 副学院長 事務部長 事務部次長 2 看護・介護部長
食肉衛生検査センター	1 所長 副所長 総務課長 2 食肉衛生検査所長
動物愛護センター	1 所長 副所長 総務課長 2 動物管理事務所長 3 支所長 所長補佐
県立身体障害者更生相談所	所長 参事 副所長 所長補佐
県立知的障害者更生相談所	所長 副所長
精神保健福祉センター	所長 次長 医療参事 所長補佐
県立工業技術センター	1 所長 次長 部長 室長 部次長 所長補佐 総務課長 2 工業技術支援センターの所長
県立ものづくり大学校	1 校長 部長 企画部次長 総務企画課長 2 姫路職業能力開発校長 副校長 次長
県立但馬技術大学校	1 校長 副大学校長 部長 部次長 生涯訓練課長 2 豊岡職業能力開発校長 副校長
県立神戸高等技術専門学院	学院長 副学院長 総務課長
県立障害者高等技術専門学院	学院長 副学院長 総務課長
兵庫障害者職業能力開発校	校長 副校長 総務課長
旅券事務所	所長 副所長 所長補佐
県立農林水産技術総合センター	1 所長 次長 参事 部長 所長補佐 総務課長 2 農業大学校の校長、副校長及び統括農業教育専門官 3 技術センターの所長、部長、部次長、病害虫防除所長、但馬水産技術センター所長、内水面漁業センター所長、副所長、船長及

		び但馬水産技術センター次長	
	家畜保健衛生所	所長 副所長 所長補佐 衛生課長	
	県立森林大学校	校長 副校長 総務課長	
	森林動物研究センター	所長 次長 部長 副部長 所長補佐 総務課長	
	県立淡路景観園芸学校	学長 学校長 副校長 総務部長 総務部次長 総務課長	
教育 委員 会	事 務 局	本庁	1 教育次長 課長 室長 参事 官（行政職8級及び7級の者に限る。） 副課長 班長（行政職7級の者に限る。） 主任指導主事 主任社会教育主事 主任管理主事 主幹（人事労務を担当するものに限る。） 2 総務課の班長、主幹、主査（秘書又は人事労務を担当するものに限る。）及び人事班の主任 3 財務課の財務班長及び学校経理・整備班長 4 教職員企画課の班長、主幹、管理主事、指導主事、主査及び主任 5 教職員人事課の班長、主幹、管理主事、指導主事、主査及び主任
		教育事務所	所長 副所長 所長補佐 総務課長 教育振興課長 主任管理主事 班長（人事労務を担当するものに限る。） 管理主事
	県立学校	1 校長 副校長 教頭 事務長 2 分校長 3 船長	
	県立特別支援教育センター	所長 副所長 総務課長	
	県立南但馬自然学校	学長 校長 総務課長	
	県立但馬やまびこの郷	所長 副所長 総務課長	
	県立教育研修所	所長 部長 参事 総務課長	
	県立美術館	館長 副館長 次長 分館長 館長補佐 総務課長	
	県立図書館	館長 次長 館長補佐 総務課長	
	県立歴史博物館	館長 次長 館長補佐 総務課長	
	県立人と自然の博物館	館長 次長 館長補佐 総務課長	
	県立コウノトリの郷公園	園長 副園長 所長補佐 総務課長	
	県立考古博物館	館長 副館長 部長 分館長 館長補佐 分館長補佐 総務課長	
選挙管理委員会事務局	書記長		
人事委員会事務局	局長 課長 副課長 班長 主幹 主査		
監査委員事務局	局長 次長 課長 副課長 班長 主幹		
労働委員会事務局	1 局長 次長 課長 参事 副課長 2 総務調整課の総務調整班長		
収用委員会事務局	局長 班長		
瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局	局長 次長		

備考 1 知事部局とは、知事の補助機関の組織をいう。

2 本庁とは、行政組織規則（昭和36年兵庫県規則第40号）第2章及び兵庫県教育委員会行政組織規則（昭和58年兵庫県教育委員会規則第9号）第2章に規定する組織をいう。

5 労働基準監督機関の職権行使

(1) 労働基準監督機関の職権行使の枠組み

職員には、原則として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び船員法（昭和22年法律第100号）が適用され、労働基準監督機関としての職権行使については、県の事業場のうち労働基準法別表第1第11号及び第12号に該当するもの並びに同表に該当しない官公署については、人事委員会がこれを行う（法第58条第5項）。

令和4年4月1日現在、県の事業場は352事業場であり、人事委員会の所管が315事業場、労働局・労働基準監督署の所管が37事業場となっている。

（令和4年4月1日現在）

所管	号別	部局	事業場名	
人事委員会 [315]	第12号(教育・研究)[189]	知事[15]	兵庫陶芸美術館 自治研修所 広域防災センター 県立健康科学研究所 県立総合衛生学院 県立工業技術センター 県立ものづくり大学校 県立但馬技術大学校 県立高等技術専門学院(2) 兵庫障害者職業能力開発校 県立農林水産技術総合センター 県立森林大学校 森林動物研究センター 県立淡路景観園芸学校	
		教委[173]	県立学校(163) 県立特別支援教育センター 県立南但馬自然学校 県立但馬やまびこの郷 県立教育研修所 県立美術館 県立図書館 県立歴史博物館 県立人と自然の博物館 県立コウノトリの郷公園 県立考古博物館	
		警察[1]	警察学校	
	別表第1に該当しない官公署 [126]	知事[55]	本庁（職員健康管理センターを含む。） 兵庫県民総合相談センター 県立男女共同参画センター 県民局（事務所及び但馬消費生活センターを除く。）(7) 県民センター（事務所を除く。）(3) 但馬長寿の郷 県税事務所(10) 但馬消費生活センター 農林振興事務所(6) 農林水産振興事務所(4) 東京事務所 職員会館 消費生活総合センター こども家庭センター(7) 女性家庭センター 食肉衛生検査センター 動物愛護センター 県立身体障害者更生相談所 県立知的障害者更生相談所 精神保健福祉センター 旅券事務所 家畜保健衛生所(3)	
		教委[7]	事務局本庁 教育事務所(6)	
		警察[56]	本庁 機動捜査隊 機動パトロール隊(2) 鉄道警察隊 運転免許課 運転免許試験場 交通機動隊 高速道路交通警察隊 機動隊 警察署(46)	
		その他[8]	議会事務局 選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 収用委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局(2)	
	基 労働 準 局 働 督 監 署 局 労働 督 労働 署 労働 署 [37]	第3号(土木・建設)[15]	知事[15]	土木事務所(13) 尼崎港管理事務所 姫路港管理事務所
		第13号(保健衛生)[22]	知事[14]	健康福祉事務所(12) 中央こども家庭センター保護第1課・保護第2課 県立明石学園
			教委[8]	特別支援学校寄宿舎(8)

(注) 1 上に掲げる以外の事業場については、それぞれ上位の組織中に含める。

2 企業職員及び単純労務職員は労働局・労働基準監督署の所管

3 []内は事業場数

(2) 労働基準法等に基づく職権行使

ア 許認可等

人事委員会が所管する事業場に対して、労働基準監督機関として令和4年度に行った許認可及び届出の状況は次のとおりである。

① 解雇予告除外認定	6件
② 時間外労働・休日労働に関する協定届	187件
③ 宿日直勤務許可	1件
④ 有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定	1件
⑤ 機械等の設置届	1件

イ 職員勤務実態調査

労働基準監督機関の権限の行使として、所管する事業場に対し、労働基準法、労働安全衛生法等の関係法令やこれに関連する任命権者の諸規程の遵守状況を調査し、違反行為を指導するため、人事委員会所管の全事業場315事業場に書面調査を実施した。

令和4年度の重点調査項目は、①ストレスチェック、②ハラスメント防止、③超過勤務の状況及びその面接指導とした。

違反等の課題のある58事業場のうち8事業場に対して、委員等による実地調査を実施したほか、50事業場に対しては、文書により課題の指摘と措置状況の報告を求めた。

6 退職管理

離職後に営利企業等に再就職した元職員は、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対して、当該営利企業等又はその子法人と在職していた地方公共団体との間の契約等事務について、離職後2年間、離職前5年間の職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼すること（働きかけ）が禁止されている。

元職員から働きかけを受けた職員は、人事委員会にその旨を届け出る義務がある。

働きかけ規制に違反する行為を行った疑いがある場合は、任命権者が調査を実施し、人事委員会は、任命権者が行う調査が公正に行われるよう、その開始から終了までを監視する。

令和4年度の元職員から働きかけを受けた職員からの届出は0件であった。

7 退職手当の支給制限等に係る意見照会

退職手当管理機関（職員の退職の日において当該職員に対し懲戒免職処分を行う権限を有していた機関）は、職員の退職手当に関する条例の規定に基づき、当該退職をした者について、在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めるときなど一定の場合には、当該退職した職員又はその遺族等に対して、退職手当の支給制限、返納等の処分を行うことができるものであるが、そのうち一定の場合には、あらかじめ人事委員会の意見を聴かなければならない。

令和4年度における退職手当管理機関からの意見照会は、2件であった。

令和5年（退）第1号事案

諮問年月日	令和5年1月4日
処分内容	知事部局の再任用職員が、定年退職以前から、派遣先の団体において、公用車を私的に利用するとともに、公用車の燃料費を横領していたとして、懲戒免職処分を受けたため、既に支給済みの退職手当の全部を返納させる。
答申年月日	令和5年1月26日
意見内容	異議なし

令和5年（退）第2号事案

諮問年月日	令和5年1月5日
処分内容	教育委員会の元事務職員が、死亡退職以前、県に歳入すべき公金である収入額の一部を横領したことは、懲戒免職処分相当であるため、退職手当の全部を支給しない。
答申年月日	令和5年3月8日
意見内容	異議なし